

## 関市ものづくりインターンシップ事業奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、関市の地場産業である刃物産業の担い手の確保と活性化に資するため、刃物産業に携わる企業でのインターンシップを通じてものづくりの魅力を体験したことにより就職意欲が向上し、もって当該企業に就職する者に対して交付する関市ものづくりインターンシップ事業奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正社員 期間の定めのない雇用契約を締結した者で、1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (3) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (4) インターンシップ 学校等の学生又は学校等を卒業し、若しくは退学した者が、企業において3日以上就業体験を行うことをいう。
- (5) 対象事業所 次のいずれにも該当する事業所で、次条第2項の規定による認定の決定を受けたものをいう。
  - ア 市内に所在していること。
  - イ 中小企業に属していること。
  - ウ 刃物製品若しくはその部品の製造又はそれらの製造過程（金型製作、プレス、熱処理、研磨その他の刃物製品又はその部品の製造に係る過程をいい、段ボールその他の梱包資材の製造、チラシの制作その他の刃物製品又はその部品の製造に直接関与しないものを除く。以下同じ。）に携わっていること。
  - エ 奨励金の対象となる者に、事業所が属する企業の負担で、奨励金に相当

する交付金として、50,000円以上の交付を行うこと。

(6) 関市しあわせ循環ポイント 協同組合せき商連の会員が運営するSTAMPフ・フ・フ会（以下「STAMPフ・フ・フ会」という。）の加盟店で使用できるポイントをいう。

(7) 企業の経営者 代表取締役、取締役その他の企業の経営方針及び経営計画の立案及び策定に携わる者をいう。

(8) STAMPフ・フ・フカード STAMPフ・フ・フ会の加盟店で使用できるポイントカードで、関市しあわせ循環ポイントが付与できるものをいう。

（対象事業所の認定）

第3条 対象事業所の認定を受けようとするもの（以下「認定申請者」という。）は、インターンシップを実施する日の10日前までに関市ものづくりインターンシップ事業対象事業所認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、対象事業所の認定の諾否について決定し、関市ものづくりインターンシップ事業対象事業所認定（不認定）通知書（別記様式第2号）により認定申請者に通知する。

3 対象事業所の認定の期間は、前項の規定による認定の決定を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、申請書に記載された受入可能時期の終期の日付が当該年度の末日を越える場合は、当該日付が属する年度の末日までとする。

（奨励金の金額等）

第4条 市長は、対象事業所でのインターンシップに参加した後に、当該事業所が属する企業に正社員として就職し、市内の事業所に配属された者で、次の各号のいずれにも該当するものに対し、就業支度奨励金として70,000円の金銭及び30,000円相当の関市しあわせ循環ポイントを交付する。

(1) 本市の住民基本台帳に登録されており、かつ、引き続き1年以上市内での定住を続ける意思がある者

(2) 学校等を卒業し、又は退学した日から5年以内である者

- (3) 職場での担当業務が刃物製品若しくはその部品の製造又はそれらの製造過程に関する業務である者
- (4) その事業所が属する企業の経営者の3親等以内の親族でない者
- (5) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者
- (6) 市税その他の市に納付すべき歳入金を滞納していない者

2 市長は、前項に規定する就業支度奨励金（以下「就業支度奨励金」という。）の交付を受けた者が引き続き1年以上対象事業所に勤務し、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該奨励金の交付を受けた者に対し、継続支援奨励金として、70,000円の金銭及び30,000円相当の関市しあわせ循環ポイントを交付する。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 職場での担当業務が刃物製品若しくはその部品の製造又はそれらの製造過程に関する業務である者
- (3) その事業所が属する企業の経営者の3親等以内の親族でない者
- (4) 市税その他の市に納付すべき歳入金を滞納していない者  
(奨励金の交付申請等)

第5条 就業支度奨励金又は前条第2項に規定する継続支援奨励金（以下「継続支援奨励金」という。）の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、関市ものづくりインターンシップ事業奨励金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、勤務する対象事業所を通じて、市長に提出しなければならない。ただし、継続支援奨励金の交付に係る申請にあつては、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 雇用契約書の写しその他の雇用の状況が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、就業支度奨励金の交付に係る申請にあつては就職した日から6月以内、継続支援奨励金の交付に係る申請にあつては就職をした日から1年を経過した日から6月以内にしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、就業支度奨励金の交付に係る申請の期限は、平成35年3月31日までとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、奨励金の交付の諾否について決定し、関市ものづくりインターンシップ事業奨励金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により交付申請者に通知する。

2 交付申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、関市ものづくりインターンシップ事業奨励金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出する。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

4 前項の場合において、奨励金のうち関市しあわせ循環ポイントの交付については、STAMPフ・フ・フカードを所有する者にあつては所有する当該カードに当該ポイントを付与し、当該カードを所有しない者にあつては当該ポイントを付与した当該カードを交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）又はその所属する企業が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を金銭にて返還させることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) その他市長が奨励金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金を返還させるときは、関市ものづくりインターンシップ事業奨励金交付決定取消（返還）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成30年5月26日から施行する。

2 この告示は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付を決定した奨励金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成30年 7月25日告示第251号）

この告示は、平成30年 7月25日から施行する。